

# 鎌倉末期の下総山川氏と得宗権力

—二つの長勝寺梵鐘が結ぶ関東と津軽の歴史—

市村 高男

はじめに

下野国の小山氏といえは、下総国の千葉氏や相模国の三浦氏らと共に東国を代表する御家人・在地領主として著名であり、その一族の下河辺氏（下総国下河辺荘）・長沼氏（下野国長沼荘）・結城氏（下総国結城郡）らも御家人として関東に少なからぬ足跡を残している。しかし、結城氏の庶流で御家人となった山川氏については、関連史料が僅少であり、研究対象とすべき話題性にも乏しいゆえか、あまり注目されることもなかったように思われる。

もとより山川氏は、当該期の政治動向に直接影響を与えるような存在ではないが、下総・下野・常陸の国境地域である下総国結城郡下方（現茨城県結城市南部、八千代町北部）を本領とする事実が示しているように、その成立の経緯には、本家の結城氏と同様、千葉・小山・常陸平氏らの動向が少なからず刻印されていた。この点を踏まえて、改めて断片的に残る山川氏関係史料を見直してみると、結城郡下方という小世界を遥かに越えた活動を展開するなど、ありふれた中小在地領主というイメージとはかなり異なった側面が浮かび上がってくる。

こうした山川氏の存在形態は、得宗や北条氏一族との関係の深化の中で一層増幅されていくことになるが、とりわけ鎌倉後期、山川氏が御家人としての立場を維持しつつ、得宗と緊密な関係を結んでいた事実は重要であり、この点を重視すれば「得宗被官」と評価することも可能である。この時期、御家人が御家人身分を維持したまま得宗の被官となること<sup>(1)</sup>が一般化する点については、すでに近年の研究によって指摘されているが、その被官化の内容は決して一様ではなく、単純に「得宗被官」の概念で一括処理し得ない大きな幅を持っていた。とはいえ、その被官化の多様な内実は、まだ必ずしも十分に解明されているわけではないし、「得宗被官」を史料用語の御内人と同義の概念で使用し得るかどうかさえ問題とすべき状況にある<sup>(2)</sup>。

そこで本稿では、まず山川氏の所領分布を復元し、ついで得宗・北条氏一族との密接な関係の形成とその内実を解明しつつ、得宗との関係の形成が山川氏を遠隔地域へ進出させる契機となったことなどを述べてみたい。この作業を通じて、当該期における御家人・在地領主の立場や性格、「得宗専制」と呼ばれる政治体制の内実にも多少なりとも近付ければ幸いである<sup>(3)</sup>。

## 一 鎌倉末期の山川氏の基盤と人脈

### 1 山川氏の所領について

別稿で明らかにした<sup>4)</sup>ように、山川氏の祖重光は結城朝光の子息ではあるが、同時に実母播磨局了阿を介して常陸平氏一族行方氏や下総千葉氏の近親者でもあった。それゆえ重光の本領結城郡下方は、単純に父朝光から譲渡された物件であるとして処理し得ない性格を具備することになった。とりわけ行方氏は、朝光以前に結城郡の支配者（郡司と見られる）であっただけに、この郡に大きな刻印を残し、朝光が得た結城郡地頭職も基本的にはその権限を継承したものである、という性格を有することになった。そして、朝光の死後、結城郡地頭職は朝光の嫡子朝広と山川氏の祖重光（第四子）との間で二分割され、結城郡上方地頭職<sup>5)</sup>結城氏、結城郡下方地頭職<sup>6)</sup>山川氏という支配関係が現出し、以来、その関係が慶長六年（一六〇二）の山川氏の越前転出に至るまで一貫して続いていくことになるのである。

結城郡下方は、鎌倉期から「山河」（山川）と呼び慣わされていた（『結』古二一―六）ようであり、南北朝期になると「山川庄」と記されて登場する（『結』古八三―七）が、立荘の時期や荘園領主についてはまったく不明であり、荘園としての内実をどれだけ有していたのか必ずしも明らかではない。しかし、この結城郡下方<sup>7)</sup>「山河」が、重光以来山川氏の本領であったことは確実であり、鎌倉御家人としての山川氏の活動も、紛れもなくここを基盤として展開されたのであった。

さらに、ここで想起すべきことは、重光が実母播磨局了阿からも所領を譲り渡されていたという事実であり、その了阿が確実に行方氏から所領を継承していたとされる以上、山川氏は行方氏一族が押さえる常陸国行方郡などにも所領を有していた可能性が極めて高いと考えるのが自然であろう。その点で大いに注目されるのがつぎの史料である（『結』古八四―三）。

下総国香取社大祢宜長房申、常陸国大枝津・高摺津以下浦々海夫事、度々被仰之処、不事行云々、甚不可然、所詮云知行分、云庶子分、嚴密可被致其沙汰、若尚及異儀者、可有殊沙汰之由候也、仍執達如件、

応安七年九月廿七日

智兼在判

道徹在判

地頭殿

大極殿 麻生殿 宮崎殿 小高殿

鹿島殿 東条殿 小栗殿

小田殿 同兵部少輔入道殿 吉原殿

難波殿 山河殿

鹿島大祢宜殿 以下十三通、名所々付之外者同文章、

これは、応安七年（一三七四）九月、鎌倉府役人の山名智兼・安富道輔が、香取・鹿島海（常総の内海）の「浦々海夫」を知行する地頭たちに発給した同文の奉書一三通の一例を示し、大極殿（<sup>8)</sup>大掾殿）以下一三人の地頭たちの宛名を書き連ねたものであり、後から二番目に「山河殿」とあるように、山川氏（当時の当主は下総三浦政景か）に対しても

これと同文の文書が発せられていたことが明らかとなる。その内容は、鎌倉府が常陸国大枝津（現茨城県新治郡玉里村下玉里一帯）・高摺津（現在地不詳）以下の「浦々海夫」を知行する地頭たちに対し、香取社大祿宜長房からの申出によって所定の諸役を負担するよう度々命じたが、一向に実行される様子が認められないので、自分「知行分」・「庶子分」ともにその沙汰をするようにと改めて嚴命を下したものである。このことから、応安七年当時、山川氏が香取・鹿島海（常総の内海）の「浦々海夫」を知行する地頭の一人であったことが確認される。

今のところ、山川氏が知行する「浦々海夫」の具体的な所在地を確定することは難しいが、後述のように、鎌倉末期当時、潮来津を含む潮来郷（村）一帯を知行していた形跡が認められるなど、行方郡内を中心に複数の所領を有していた可能性は極めて高い。しかも、正中二年（一二二五）六月、重光の嫡孫貞重が、常陸国大枝郷の給主と地頭との争論に際し、その裁定の執行を命じられている事実（『結』古八六一）からもうかがえるように、すでにこの頃、山川氏は常陸国内に所領を有する主要な領主の一人として扱われており、山川氏と常陸との関係が正中二年六月以前にまで遡るものであることを示している。この事実からも、常陸国内における山川氏の所領形成が、了阿から重光への所領譲与に端を発することは容易に察知されよう。山川氏と行方氏との関係は、こうした山川氏の所領の在り方によっても確かに跡付けることができるのである。

このほか山川氏は陸奥国白河荘内にも所領を有していた。例えば南北朝初期のものと見られる文書に「白河岩滑沢・大熊林上野彦七  
広政跡・皮子辻山川  
孝子

（『結』古二四一）とあるように、これ以前に白河荘皮子辻（現福島県白河市皮籠一帯）が山川氏の女性の所領となっていたことが明らかとなるが、山川氏二代重義には、結城氏一族の大内宗重の妻と寒河光宗の妻となった二人の娘の存在が確認される（第一凶参照）ので、右の「山川女子跡」というのは、この二人の娘のいずれかである可能性が高い。彼女の所領白河荘皮子辻が父重義から分与されたものであることはほぼ確実であり、おそらくそれは、結城朝光が奥州合戦の恩賞として獲得した白河荘惣地頭職の一部（郷村地頭職）を祖父重光・父重義經由で伝領したものであろう。

さらにつきの史料は、山川氏が皮子辻の他にも白河荘内に所領を有していた様子をうかがわせる（『結』古二一七）。

〔北条時義家  
御判〕

度々合戦被致忠之条、尤以神妙、恩賞事殊可有其沙汰也、且云忠次第、云厥所事、春日少将注進到来之日、可被行之、委細以上野入道結城朝光被仰遣也、鎮守大將軍仰所候也、仍執達如件、

延元二年六月廿五日

軍監有実奉

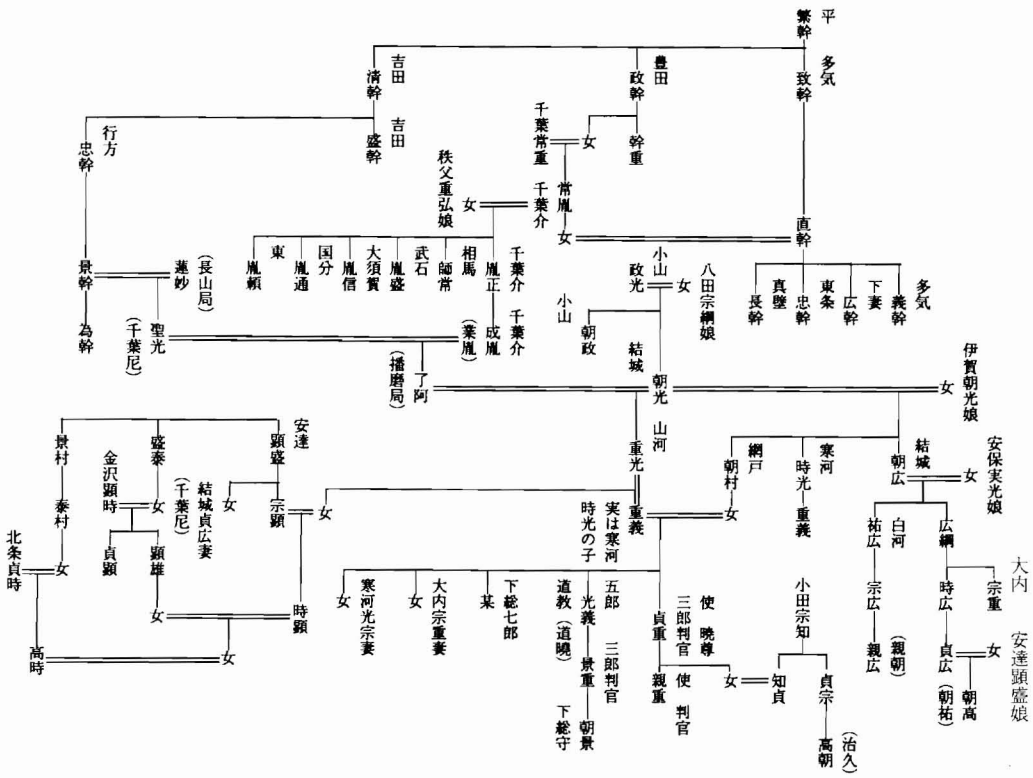
大内三郎左衛門尉殿

皆河孫四郎殿 同前

山河下繪七郎殿 同前

これは、延元二年（建武四、一三三七）六月、陸奥国司北畠頭家が南朝方に属した大内・皆河氏らの軍忠を賞賛しつつ、「恩賞事」は忠節次第である、と白河結城宗広を介して伝えたものである。宛名の大内氏は、結城広綱の子宗重に始まる下野大内氏の一族であり、同じく皆河氏は下

第一図 常陸平氏・下総平氏と結城・山河氏関係略系図



野長沼氏の庶流であるが、ここで注目されるのは、同文の文書が「山河下総七郎」なる人物に対しても発せられていた事実である。この武士が、下総山川氏の一族であったことはその名乗りから見てもほぼ確実と云ってよく、世代的には重光の孫に当たる存在と見做すことができる。今のところ、重光の養嗣子重義の子は、三郎貞重（下総守・左衛門尉・檢非違使）と五郎光義の二人が確認されるのみである（『結』古二一15、『結』補系一）が、重義が左衛門尉叙任後しばらくして下総守となつてゐる事実からみて、下総七郎を名乗るこの人物は、系図には現れない貞重・光義の弟であつた可能性が極めて高い。おそらく彼は、重光―重義―貞重と継承された白河荘内の所領を、兄貞重の代官として現地に下つて支配を行つてゐた人物ではなからうか。そして、鎌倉後々末期頃、得宗と結び付いて勢力を伸ばした結城宗広の影響下に入ると、そのまま南北朝の内乱に際して荘内にいた山川氏の一族・縁者と共に、宗広の指揮に属して後醍醐天皇方に与するようになったものと推測される。

以上のように、山川氏は本領の下総国結城郡下方（「山河」）の他に、行方郡を中心とした常陸国内や陸奥国白河荘内にも複数の所領を有してゐたが、常陸の所領は、初代重光が実母播磨局了阿から譲り与えられたものであつた可能性が極めて高く、また、白河荘内の所領は重光が実父結城朝光から譲り受けたものであると見做すことができる。そしてこの他さらに、重光が実母了阿の実家千葉氏から譲られた所領が下総国内に存在した可能性があることを想起するならば、山川氏の所領の広がり、これまで考えられていたよりもはるかに大きかつたことが容易に察せられるであらう。鎌倉半ば以降の山川氏が、結城氏に並び立つか、それを

凌ぐほどの地位を獲得し得たのは、このような広がりを持つ所領を有した点にも基本的理由があったのである。

## 2 山川氏と得宗・北条氏一族

それと共に注目される点は、山川氏が北条氏一族と極めて密接な人的関係を結んでいた事実である。その起点は既に初代重光の時代にまで遡る。すなわち弘長元年（一二六二）十一月、重光は北条重時の死去と共に出家し（『結』記二二一）、幕府での公的勤務から完全に引き退くが、この事実は、重光が北条氏の中でも極楽寺系北条氏と深い関係を結んでいたことを明示する。おそらく重光の「重」の一字は重時から与えられたものであろう。<sup>(6)</sup>

さらに重光は安達氏を介して金沢氏とも密接に結び付いていた。「山川系図」によれば、重光の娘は「秋田城介宗顕室」<sup>(7)</sup> 安達宗顕の妻であったとされている（『結』系四）が、宗顕の従兄弟安達泰盛の娘は金沢顕時に、また、宗顕の子時顕は金沢顕時の孫娘を妻に迎えるなど、安達氏は北条氏一族金沢氏と密接な関係を有し、その安達氏を通じて山川氏も金沢氏の姻族となっていたのである。<sup>(7)</sup> そして重光の次代以降、重義は金沢顕時と、さらにその子の貞重・光義兄弟は、金沢貞顕とそれぞれ従兄弟の関係になるといふように、鎌倉後々末期の山川氏は金沢氏と一層深く結び付いていったのである。

そうした状況下の元亨元年（一二三二）八月、山川貞重は、伝来の所領の一部である下総国結城郡下方毛呂郷（現茨城県結城市北南茂呂一帯）を金沢氏の菩提寺称名寺へ寄進したのであった（『結』古四一）

5・6）。別稿で述べたように、貞重は婚姻を通じて金沢顕時の孫娘（金沢貞顕の姪）と従兄弟の關係にあり、また、従兄弟の安達時顕が北条貞時から嫡子高時の後見を依頼されるなど、金沢・安達氏との親交と得宗への接近を一層試みる中で、山川氏のさらなる発展と安泰を願ってこの寄進に及んだものと思われる。

この貞重に関しては、つぎのような興味深い史料も残されている。常陸国大枝郷給主能親与地頭野本四郎左衛門尉貞光<sup>(8)</sup>和泉三郎左衛門尉顕助等相論、鹿島社不開御殿仁慈門造營事、丹塗格子之外者、悉可為給主役之由、元亨三年八月晦日注進之間、依被急遷宮、任注申之旨、加催促可造畢、於理非者、追可有其沙汰之由雖被仰下、遷宮于今遲引、而當郷者地頭・給主折中之地也、任先規兩方可勤仕之旨、云度々御教書、云木田見・大王・藤井・田子共等之例、柄焉之由、能親所申有其謂、爰國奉行人成敗雖区、下地平均課役可随分限之条、相叶理致、然者地頭・給主共可造進之旨加催促、急速可被終其功之条、依仰執達如件、

正中二年六月六日

散位（花押）

前長門介（花押）

左衛門尉（花押）

前加賀守（花押）

山河判官入道殿<sup>(貞重)</sup>

小田常陸太郎左衛門尉殿<sup>(貞宗)</sup>

大瀬次郎左衛門尉殿

下郷掃部丞殿

（『結』古八六一）

これは、正中二年（一二三二）六月、鹿島社不開殿仁慈門造営をめぐる常陸国大枝郷の給主中臣能親と地頭野本貞光・和泉顕助等との相論に際し、幕府が「当郷者地頭・給主折中之地」であるから、「下地平均課役可随分限」そして「地頭・給主共可造進之旨加催促」え、速やかに遷宮を実現させるよう、山川・小田氏ら四名に対して命じた文書である。宛所に見える「山河判官入道」は山川貞重、小田常陸太郎左衛門尉は知貞と主導権を争って小田氏の嫡流となる小田貞宗であり、大瀬次郎左衛門尉は得宗の被官（『神』一三三六四）、そして下郷掃部丞も北条氏の被官と見做される（『神』一七八五・二三三二・二三三六四）。このように、貞重が幕府（実質的には得宗）の命令を執達していたのは、山川氏が重光以来行方郡を中心とする常陸国内に所領を有する一方で、得宗の被官・北条氏被官と併記されるような立場に立っていたことによるが、前者は山川氏が下総国結城郡下方（「山河」）を本領としながら小田知貞の縁者でもあるなど、常陸国の有力な在地領主並に扱われていたことを示しており、また、後者は山川氏が得宗の被官と同じ様な立場に立っていたことを明示しているのである。

### 3 山川氏と禅宗（臨濟禪）との関係

右の文書は、鎌倉末期の山川氏が御家人である一方で、得宗や北条氏一族の強い影響下にも置かれていたことを示しているが、そうした状況は宗教・文化の側面においてもはつきりと見出だすことができる。その物証となるのが、結城市域周辺では類例を見ない二基の常陸型板碑である。その中の一基は結城市上山川の曹洞宗寺院東持寺にあり（『結』金

二一五）、もう一基は結城市塔ノ下の臨濟宗寺院華藏寺に現存する（『結』金二一七）。東持寺の板碑は、地表の露出部分の高さが一九〇・〇糎米、幅一一〇・〇糎米、厚さ一〇・〇糎米を計測し、中央に「南无仏」の銘、その両側に五重塔の図を配し、左側下に「正和六年二月十五日」の記年銘を刻んでいる。また、華藏寺の板碑は、地表の露出部分の高さが一七二・〇糎米、幅一二〇・〇糎米、厚さ一六・〇糎米を計測し、二重の枠線の中に「正安四年四月十五日 帰依世尊」という銘を刻んでいる。

この二基はともに黒雲母片岩製の禅宗系板碑であり、その銘文の「南无仏」・「帰依世尊」の特徴的な書体は、一山一寧の書またはその模写した書を刻み込んだものであらうと見做されている<sup>(10)</sup>。一山一寧は、正安元年（一二九九）に来日した元の高僧であり、北条貞時の手厚い庇護のもとに建長寺・円覚寺・浄智寺の住持を歴任し、鎌倉在任一四年後京都の南禅寺へ移って文保元年（一二二七）に死去しているが、東持寺板碑・華藏寺板碑の類例が、たとえば得宗領の下総国下河辺荘域で多く見出だされる事実<sup>(9)</sup>に象徴されるように、この二基の常陸型板碑は、得宗や北条氏一族と密接な関係を持つ有力な領主層によって造立されたことはほぼ確実といつてよい<sup>(11)</sup>。

二基の板碑の現所在地は、もとより本来の造立地そのものではなさそうであるが、以前から結城市上山川にある山川氏の居館跡周辺に存在したと言ひ伝えられていた。そして、最近、小暮昭寛氏の丹念な聞き取り調査によって、東持寺の常陸型板碑は上山川字原の光国寺（現在廃寺、臨濟宗）薬師堂に、そして、華藏寺の常陸型板碑は上山川字南宿の薬師

堂にそれぞれあったことが突き止められた。<sup>13)</sup> この二つの薬師堂は、山川氏の居館跡（東持寺境内）に近接した地点に存在したことが示すように、共に山川氏と密接な繋がりを有する寺院であった。この事実から判断して、東持寺と華藏寺の二基の常陸型板碑が、いずれも山川氏によって造立されたものである可能性は極めて高い。しかも前者が正和六年（一二二七）二月、後者が正安四年（一二〇四）四月の記年銘を持つのであれば、世代的にその造立主体となり得るのは、重義・貞重父子のいずれかということになるが、おそらくは貞重が父母である重義夫妻の供養のために造立したものであろう。

もとより鎌倉末期になれば、結城氏も北条氏一族や御内人に混じって北条貞時の一三回忌に馬を進上したり（『結』補五〇―一）、得宗領の地頭代職に補任される（後述）など、山川氏と類似の立場に立つようになるが、今のところ結城氏の所領である結城郡上方では特徴的な禅宗系の常陸型板碑はまったく確認されず、結城郡周辺では上山川旧在の二基の常陸型板碑が際立った存在となっている。しかも結城氏は、五代貞広の時から禅宗に帰依するようになったと伝えられるのみで（『結』系一）、少なくとも鎌倉後末期の段階で、山川氏のように禅宗（とりわけ臨済禅）との特徴的な関わりを見出すことはできない。当該期における山川氏の禅宗（臨済禅）に対する帰依の在り方は、そのように結城郡周辺では特筆すべきことであったのであり、やはりその背景には、得宗や北条氏一族・安達氏らとの密接な結合、それを媒介とした五山の禅僧たちとの極めて緊密な交流があったと想定すべきであろう。

## 二 山川光義と常陸国潮来津・長勝寺

前述のように、山川重義には、嫡子の三郎貞重（下総守・左衛門尉・検非違使）の他に次男の五郎光義、三男と見られる下総七郎という三人の男子が存在した。このうち五郎光義は、「山川系図」諸本のいずれにおいても重義の後継者として扱われており、その一方、鎌倉後末期成立の「結城系図」の中で「嫡」と注記された貞重については、その名さえまったく記されていない。それは、現存する「山川系図」の諸本が光義系山川氏の系図である以上、当然の結果であるといえようが、この光義の子孫が、やがて山川氏の嫡流の座を獲得することに注目するならば、嫡庶の転倒のいきさつを明らかにするためにも、得宗や北条氏一族に結び付いていった貞重に対し、光義がどの様な立場をとっていたのか、改めて確認しておくことが必要であろう。

そこで注目されるのが、『下総国旧事考』に見える次のような記事である。

元徳二年、常葉範貞<sup>六後継、繁河守</sup>、下書於宗時及結城山河六郎入道、治香取  
神人与千葉家臣多田彦四郎争地之事。<sup>14)</sup>

今のところ、この記事の典拠が何であったかは不明であるが、「千葉大系図」の大須賀宗時の項にもほぼ同文の記述が見られるので、近世後期には典拠とするに足る何らかの史料が存在したことがうかがえる。ともかくこの記事によって、元徳二年（一二三〇）、北条氏一族の常葉（北条）範貞が、千葉氏一族の大須賀宗時と結城氏一族の「山河六郎入

道」の二人に対し、香取社神人と千葉氏被官多田彦四郎との所領争論を停止させるよう命じていたことが明らかとなる。この時範貞から命を受けた両使のうち、大須賀宗時は「常総の内海」南岸に位置する下総国大須賀保の地頭であり、「山河六郎入道」は、当時の山川氏一族の構成や世代などから判断して、前述の五郎（入道）光義のことであると見做すのが自然であろう。とするならば、元徳二年当時の山川光義は、千葉氏の有力一族大須賀氏と両使を勤めるような立場にあったことになるが、おそらくこれは、光義が播磨局了阿（祖父重光の母）を経由して千葉氏の血を引く存在であったこと、そしてこの事件が起きた下総国北東部に所領を有していたことなどによるものであろう。

とはいえ、光義については不明な点が多く、これまでに彼の動向を確実に伝える史料として知られていたのは僅かにつぎの一点であった。

「毛呂郷可打渡執行案」元弘三年八月廿三日井建武・元弘  
之御執行案之義法等良書

金沢称名寺領下総国結城郡内茂呂郷事、山川五郎入道・同三郎已下之輩、致濫妨狼藉云々、早位彼所追出之、可沙汰付寺家之雑掌、若不承引者、任法可有其沙汰、使節緩急者、可処罪科之由候也、仍執達如件、

元弘三年八月三日

弾正忠判

阿曾沼四郎次郎入道殿

〔「結」古四一—15〕

これは、鎌倉幕府滅亡後間もない元弘三年（一一三三）八月三日、後醍醐天皇の新政権が阿曾沼四郎次郎入道に対し、金沢称名寺領下総国結城郡内茂呂（毛呂）郷における「山川五郎入道・同三郎已下之輩」の「濫妨狼藉」を制止し、下地を称名寺雑掌に打ち渡すよう命じたものである。

ここに登場する山川五郎入道・三郎は、仮名や世代から山川光義・景重父子を指すとみてまず間違いないが、彼らはこの年の五月に鎌倉幕府が滅亡すると、その混乱を狙ってただちに金沢称名寺領茂呂（毛呂）郷への侵入を開始し、これを横領して自らの支配下に編成しようとしたのであった。元亨元年（一一三二）八月、彼らの兄・伯父貞重が、伝来の所領の一つであった茂呂郷を称名寺へ寄進するにあたり、「若く彼所仁、致違乱兄弟孫等者、為不幸仁、不可知行曉尊（貞重筆者註）之跡」と自らの寄進状に明記していた（「結」古四一—5）が、鎌倉幕府の滅亡は、金沢称名寺の立場を不安定なものにしたばかりか、得宗や北条氏一族と結んだ貞重の誓約文言までを有名無実なものとし、「兄弟子孫等」の「違乱」を現出させることになったのである。

このようにみると、鎌倉末期の光義・景重父子は、得宗や北条氏一族と結んだ山川氏惣領貞重の下で自立化への指向を有しつつも、服従を余儀なくされる立場にあったと考えるのが普通であろう。しかし、つぎに掲げる史料は、それとはかなり異なる光義の立場を浮かび上がらせる。

常陸国海雲山長勝禅寺鐘銘有序

寺始於文治元年右大将殿時所立也、迄今

元徳庚午百二十余載、乃為鎌倉殿御願所、

大檀度道暎禅門、以古鐘未宏与貫眷等共

施財、新而大之住持妙節長老、請於円覚清

拙叟為之銘曰、

（以上、池の間第一区）

維古蘭若 長勝厥名 寸筵微撞

今器未宏 爰命覺氏 鎔範速成



鏗々々々 殷雷吼鯨 音聞仏事

開聲啓盲 大哉円通 十虚廓清

霜天月暎 落景初更 真機普発

衆夢齊驚 深禅偃仰 苦趣休停

客船夜泊 常陸蘇城 上延睿筭

下息戈兵 檀門茂盛 梵刹堅貞

海雲日横 青山崢嶸 人天号令

相道通亭 元徳庚午十月一日書

清原高秀 妙椿妙龜 道妙浄円

定祐浄妙 行仏妙印 如見妙一

妙西道宝 願生願念 生阿弥五

光円善妙 法阿二親 寂仁上心

浄心随仰 了心妙円 祚運維那見道

大工甲斐権守助光

住持伝法沙門妙節

大施主下総五郎禅門道暎

大檀那相模禅定門崇鑑

(以上、池の間第四区)

これは、元徳庚午(二年、一三三〇)一〇月一日の記年銘を持つ、茨城

県行方郡潮来町の長勝寺梵鐘の銘文である(『神』二九三三)。この銘文

は、得宗北条高時が水上交通の要地潮来津を押さえていたことを明示す

る史料として注目されてきたが、検討すべき問題はまだまだ少なからず残さ

れている。その一つは、「大檀那相模禅定門崇鑑」(北条高時)の前に

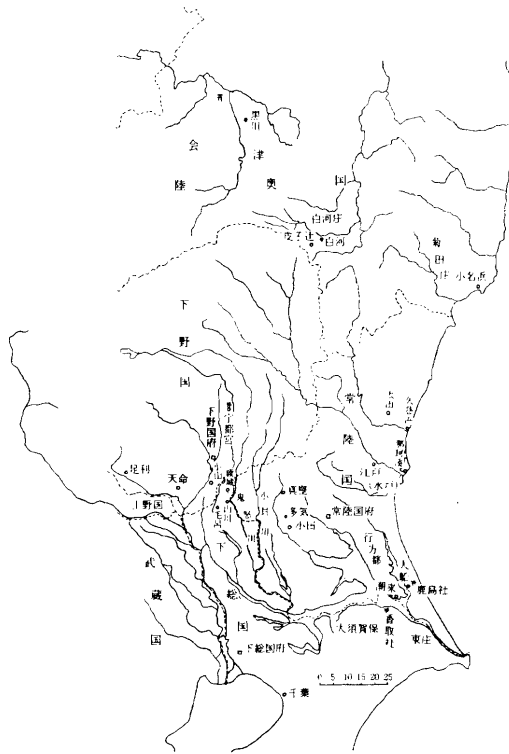
名を見せる「大施主下総五郎禅門道暎」がどのような性格を有する人物か

(以上、池の間第二区)

という問題である。これまでこの梵鐘は、その銘文に北条高時が「大檀那」として現れることから、高時が鑄造(再鑄)事業の中心的役割を果たしたと見做されがちであったが、「下総五郎禅門道暎」が明確に「大施主」と名乗り、しかも銘文中に「大檀度道暎禅門、以古鐘未宏与貴眷等共施財」と刻まれている点に注目するならば、高時よりもむしろこの「下総五郎禅門道暎」が、鑄物師「大工甲斐権守助光」や長勝寺「住持伝法沙門妙節」と共に、この事業の実質的な推進者となっていたと考えるのが妥当であろう。道暎が「大檀那」の高時に対し、殊更「大施主」・「大檀度」と名乗ったのは、彼が「貴眷等共」に多くの私財を投じ、この事業の事実上の施主となっていたことを示すものであろう。

このように見れば、道暎が長勝寺や潮来津周辺で相当重要な地位を占める人物であったことは、容易に察知することができよう。その点で木村修氏が、この道暎を東頼胤(下総守、千葉常胤の子)の孫木内胤長に比定しつつ、下総国橘荘(東荘)の領主東・木内氏と「東部常陸国境地域」との密接な関係に着目したのは貴重な成果であった。<sup>17)</sup>これは、常総の内海、北岸地域と大須賀・東・国分氏らとの深い関係を指摘した別稿の理解にも通じるが、しかし木内胤長が「下総五郎」を仮名としていたとしても、一三世紀前半半ば頃を生きた人物が、七〇一八〇年を経た元徳二年に長勝寺の梵鐘鑄造の「大施主」として登場する可能性はまず有り得ないと言わざるを得ない。<sup>18)</sup>

とすれば、「下総五郎禅門道暎」とは誰であるかが改めて問題となる。そこで俄かにクローズアップされるのが山川光義である。前述のように、山川光義は、元弘三年(一三三三)八月三日に山川五郎入道の名で登場



第二図 山川・織城氏関係要図

するなど、「下総五郎禪門道暁」と同世代の人物であることは確定であり、また、「五郎」を仮名とし、父の重義と兄の貞重がともに下総守となっている（『結』古二一15、『結』補系一）ので、「下総五郎」と名乗る必然性は十分に有り得たのである。しかも、光義の法名は「道教」と記されるものの、当時の文書に「槽屋孫三郎入道々暁」を「槽屋孫三郎入道々教」とも表記している例があり（『神』二七八六・二七八七）、他

にも類例が見出だされる上に、中世では「聖教」を「しようぎょう」と読み慣わしていたことなどからみて、彼の法名「道教」は「どうきょう」よりも「どうぎょう」と音読され、「道暁」とも表記されていた可能性が極めて高いのである。

さらに、前述のように、山川氏が行方郡と深い関係を有し、同郡内やその周辺に所領があったこと、「常総の内海」と鬼怒川とを媒介とすれば潮来津と山川氏の本拠地結城郡下方とは「水上の道」で完全に直結していたこと、などの諸事実を想起するならば、山川光義が潮来津一帯に知行地を有する必然性は十分に有り得たのであった。そればかりではない。長勝寺の梵鐘銘は、元から来日した清拙正澄の撰であるが、彼は北条高時の殊遇を受けて建長寺・浄智寺・円覚寺などの明刹の住持を勤めた当代を代表する臨済僧であり、それゆえ臨済禪と殊のほか深い関わりを持つ山川氏と、この面でも確実に接点を見出だすことができる。加えて、この梵鐘を鑄造した「大工甲斐権守助光」は、光義の姉妹が嫁いだ大内宗重（光義従兄弟）の所領とされる下野国天命の鑄物師大工甲斐権守（よへへ）助光であり、光義を媒介とすれば、潮来長勝寺と天命鑄物師との繋がりがも無理なく説明することができる。

以上のように、潮来長勝寺の梵鐘の銘文中に見える「大施主下総五郎禪門道暁」が、山川判官入道暁尊（貞重）の実弟山川五郎入道（光義）であったことはほぼ確実といつてよい。おそらく光義は、播磨局了阿一祖父重光―父重義と伝領された行方郡内の所領の中から、潮来津を含む潮来郷（村）一帯を譲り受けていたものと思われるが、彼はこの地の知行者であると共に臨済禪の篤い帰依者でもあったがゆえに、源頼朝建立

の寺伝を持つ「鎌倉殿御願所」長勝寺に殊遇を加え、自ら「大施主」となって天命鑄物師に梵鐘の鑄造を委嘱することになったのである。そして光義が、この鑄造事業の「大檀那」として得宗北条高時を推戴しつつ、人脈を通じて下野天命鑄物師を招き寄せる一方、長勝寺住持妙節が円覚寺の住持であった清拙正澄に撰文の執筆を請うことによつて、常陸地域における山川氏と長勝寺の重要な位置を強調しようとしたのである。この点で、光義は一面で得宗の被官に等しい性格を有していたといつてよく、前述の貞重同様、得宗・北条氏権力の一角を支える存在となつていたのである。そして、この光義が知行していたと見られる潮来津は、「客船夜泊 常陸蘇城 上延筭」と清拙正澄が撰した銘文にあるように、中国の蘇州に例えられるほど「常総の内海」沿岸地域屈指の港湾都市であつたが、得宗北条高時は、光義を配下に組織化することによつて初めてこの津を掌握することができたのであつた。その意味で、北条高時による潮来津の支配は、光義を媒介とすることによつて初めて成り立ち得たのであり、「得宗専制」の「専制」から受ける印象とは反対に、その実極めて不安定な条件の上に立つ支配形態であつたといわねばならぬ。

「水上の道」での日常的な営為によつて培われたものと考えて間違いないであろう。同様に康永二年（一三四三）頃から、下総国の東部に位置する橋莊（東莊）の領主東胤義が、数十キロ西方の金沢称名寺領結城郡下方毛呂郷へたびたび侵入を試みた（『結』古四一―18―20）のも、やはりこの「水上の道」を利用することによつて初めて成し得た行為であろう。この事実もまた、陸路を使えば遠方とみられがちな橋莊（東莊）と結城郡とが、実際には「常総の内海」を中心とした「水上の道」によつて想像以上に身近な地域として結びついていて示している。山川氏はこの「水上の道」を利用しつつ「常総の内海」沿岸地域で広範な活動を展開していたのであり、そして、屈指の要津であつた潮来津を押さえることによつて、内海沿岸の領主たちの中でも重要な位置を占めることが可能となつたのである。得宗が、山川貞重・光義兄弟を編成したのは、彼らのこうした立場に注目した結果であつた。

### 三 山川氏と陸奥国津軽地域

#### 1 山川光義と「嘉元鐘」

しかし、山川氏の広範囲にわたる活動は、常陸地域を越えてさらに大きな広がりを持つていた。前述のように、山川氏は陸奥国白河荘内にも所領を有していたが、さらには陸奥国最北部の津軽地域にも僅かながら関与していた形跡がある。そのことを伝えているのが青森県弘前市の長勝寺（曹洞宗）梵鐘（以下、津軽で多用される「嘉元鐘」の名で呼ぶ）に刻まれたつぎのような銘文である（『弘』銅鐘）。

皇帝万歳 重臣千秋

風調雨順 国泰民安

嘉元四年午丙八月十五日

大檀那相模州菩薩

戒弟子 崇演

当寺 住持 伝法

沙門 徳熙 謹書

施錢檀那見阿弥陀仏

沙弥道暎 沙弥行弥

平 高直 安部季盛

沙弥道性 沙弥行心

丹治宗員 平 経広

源 光氏 僧 証嚴

沙弥道法 藤原宗直

藤原宗氏 沙弥覚性

勘進 都寺僧 良秀

大工 大夫入道

(以上、池の間第一区)

(以上、池の間第二区)

(以上、池の間第三区)

(以上、池の間第四区)

この「嘉元鐘」の銘文については、その中に「大檀那相模州菩薩 戒弟子 崇演」とあるところから、得宗北条貞時と陸奥国津軽地域との関わりを明示する史料として早くから注目され、また、「施錢檀那」として名を連ねる一五人についても、嘉元四年（一三〇六）八月段階における津軽の有力者たちの名を伝える貴重な史料としてしばしば引用されてきた。<sup>(26)</sup> その意味で、この「嘉元鐘」はすでに周知の史料となっているが、

これが最初に掛けられた寺院がどこであったのか必ずしも明確ではなかった事実が示すように、なお未解明の問題が少なからず残されていた。そうした状況の中で、入間田宣夫氏は、弘長二年（一二六二）に北条時頼が、津軽田舎郡藤崎（現青森県南津軽郡藤崎町）に靈基寺を復興して護国寺と改め、開山に蘭溪道隆を招いて建長寺流の禪宗寺院として編成し、関東祈禱所の指定を与えたこと、この護国寺に掛けられていたのが長勝寺に現存する梵鐘であること、従って銘文中の「当寺住持伝法沙門徳熙」（春谷徳熙、蘭溪道隆の弟子）は護国寺の住持であることなどを解明し、中世津軽における藤崎の重要な位置や「嘉元鐘」の性格などを描き出した。

本節では、入間田氏が解明した護国寺や「嘉元鐘」の性格を踏まえて、銘文中に見える「施錢檀那」「大工大夫入道」の性格・位置の究明を通じて、北奥と山川氏ら関東武士との関わりについて新たな光を当ててみることにするが、その前提として、「施錢檀那」一五人の中に名を連ねる沙弥道暎の素性について若干の考察を加えておくことにしたい。

この沙弥道暎については、すでに福田以久生氏が、元徳二年（一三三三）の常陸国潮来の長勝寺梵鐘銘に「下総五郎禪門道暎」の名が見え、徳治三年（一三〇八）二月九日付供料送進状（「金沢文庫文書」）の署名者にも道暎が登場することを指摘し、「果して三人とも別人か、同一人物があるのか、現在の段階では、何とも云えない」と述べている。<sup>(28)</sup> 確かに嘉元四年から元徳二年までには二四年もの隔たりがあり、二つの長勝寺梵鐘銘に登場する道暎を無前提に同一人物とするには不安があるが、徳治三年の文書に見える道暎については、「嘉元鐘」に見える道暎と活

動時期が一致することから同一人物であった可能性が極めて高い。<sup>(29)</sup>

この道暁は、第一表のように徳治三年二月の文書以外にも四点の関連文書を残す。その内の一点①<sup>(1)</sup>を示せば次のようになる。

送進 供料等事

合

一 大般若読誦分

錢參貫文者

米壹石款料

一心経法供料分

錢貳貫文者七ヶ日分

右、所送進之状如件

徳治三年三月晦日

道暁(花押)

第一表 道暁発給文書

発給年月日	署名	内容	出典
① 徳治2・3・晦	道暁(花押)	大般若読誦・心経法供料の送進	神五六二
② 徳治2・8・11	道暁(花押)・秀実(花押)	護摩供料の送進	神五九七
③ 徳治2・8・23	道暁(花押)・秀実(花押)	護摩供料の送進	神五九九
④ 徳治2・10・30	道暁(花押)	大般若読誦・心経法供料の送進	神六〇〇
⑤ 徳治3・2・9	道暁(花押)・秀実	折袴供料の送進	神六〇八

これは、徳治二年(一一三〇七)三月、道暁が「大般若読誦分」の錢三貫文・米一石と「心経法供料分」の錢二貫文を送進した時の文書であり、宛名を欠くが金沢文庫に伝えられた文書であるので、称名寺宛の送進状と見做して間違いなからう。第一表に掲げた文書は、いずれもこれと類

似した一連の供料送進状であり、道暁が金沢称名寺の供料所から大般若読誦・心経法・護摩折袴供料の徴収・送進などの管理を委ねられた存在であることを物語る。とすれば、道暁は津軽に足跡を残す一方で、金沢称名寺とも密接な関わりを持って活動していたことになり、必ずしも津軽に基盤を持つ存在と限定的に捉える必要はないことになる。しかも、道暁が金沢称名寺と密接な関係を有していたとすれば、毛呂郷を称名寺に寄進した前述の山川判官入道暁尊(貞重)との接点も確かに存在したことになる。

それでは、嘉元四(徳治三年)に登場する道暁と元徳二年の潮来長勝寺梵鐘に見える「下総五郎禅門道暁」(山川五郎入道)との関係はどのように捉えられるであろうか。東持寺本「山川系図」によれば、光義は永仁五年(一二九七)正月七日に父重義から讓状を得て、嘉元元年(一一三〇三)に安堵を受けたと記し、彼の活動がすでに永仁年間には確実に開始されていたことが判明する。そして、元徳二年一月、光義が中心となって潮来長勝寺の梵鐘を鑄造した後、鎌倉幕府が滅亡した直後の元弘三年(一一三三三)八月、かつて兄貞重が称名寺へ寄進した毛呂郷へ嫡子三郎景重と共に侵入したのであった。しかしこれ以降、光義の消息は途絶し、代わってその嫡子景重が山川判官の名で活動を開始するようになるのである(『結』古一〇〇一)。

第二表は、こうした光義の足跡を祖父重光・父重義・兄貞重・嫡子景重らのそれと比較・対照させ得るように示したものであるが、この中に「嘉元鐘」と徳治二(三年)の送進状を置いてみると、まったく無理なく位置付けることができる。また、父義重や兄貞重の年齢と対照させてみ

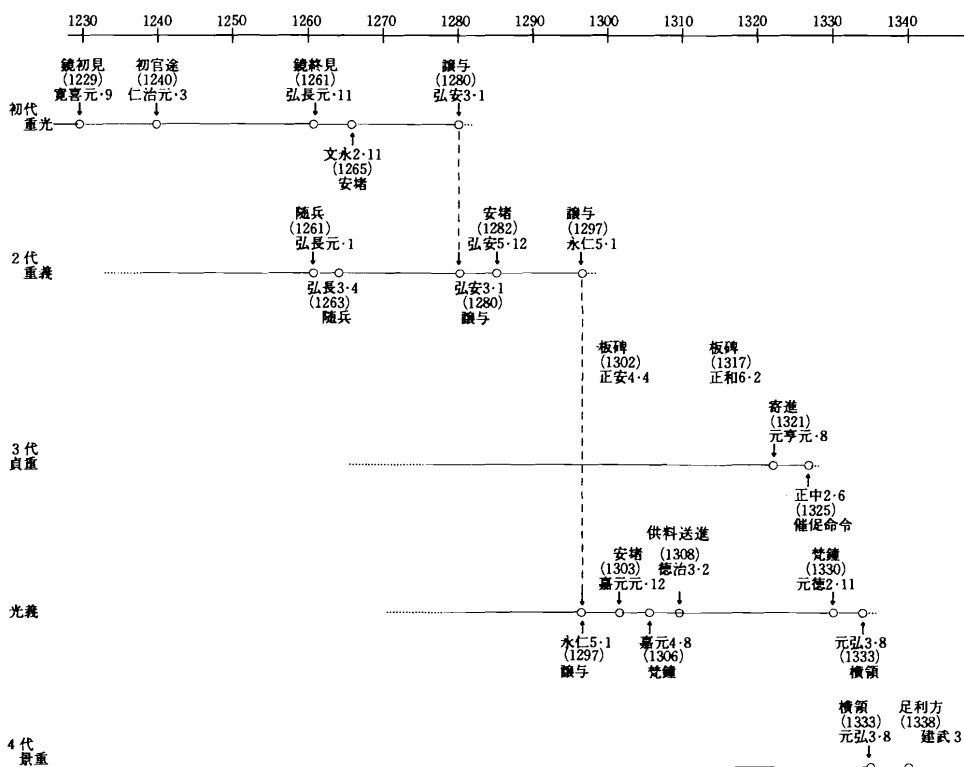
でも、光義が嘉元四年の段階で三〇歳代に達していたことは確実であるので、沙弥道暎と出家名で現れてきても特に奇異とするには及ばない。

それどころか、父重義の墓塔または供養塔と見られる正安四年（一一三〇）二）禅宗系板碑（結城華蔵寺現蔵）の存在を想起すれば、むしろ光義は、父の死を契機として兄貞重と共に出家していた可能性が高いのである。

以上のように、「嘉元鐘」に登場する沙弥道暎は、法名と世代が完全に一致すること、得宗の被官としての立場に立ちつつ禅宗と深い関係を有していたことなど種々の状況証拠からみて、下総国の御家人山川氏の一族山川五郎入道（光義）である可能性が極めて高い。山川氏が鎌倉後（末期）に禅宗（取り分け臨済禅）と殊の外深い関係を有していたことは、すでに前述の通りであるが、その子弟である山川五郎入道（光義）が、藤崎の建長寺系禅宗寺院護国寺（松島円福寺と並ぶ陸奥の代表的禅寺）に掛けられた「嘉元鐘」の銘文中に、「施銭檀那」として登場してくるのも単なる偶然ではなからう。

## 2 中世津軽における山川氏の位置

しかし、これまで「施銭檀那」一五人が、津軽を中心とする地域の有力者であると説明されてきた以上、沙弥道暎一人を関東（下総・常陸）に基盤を置く武士であると主張してみても、唐突な見解であるとの諍りを免れまい。そこで次に、他の一四人の「施銭檀那」についてもその素性を追及し、さらに「嘉元鐘」が掛けられていた藤崎護国寺周辺地域の勢力分布を概観しつつ、山川氏が津軽に登場する環境・条件を探ってみることにする。



第二表 鎌倉期の山川氏歴代の世代対照

「施錢檀那」の中で比較的性格が把握しやすいのは、五人目に名を見せる安部季盛である。この人物は、「安部」という姓と実名に「季」の一字を持つ点からみて、安藤氏の一族であることはほぼ確実であり、しかも十三湊に本拠を置いた安藤氏の中心人物であろうと見做されている<sup>(30)</sup>。周知のように、安藤氏は「蝦夷管領」として「蝦夷沙汰」に当たった存在であり、津軽を中心として下北半島から渡島半島、さらには若狭方面にまで活動の輪を拡げていたが、護国寺があった藤崎は、その安藤氏が最初に本拠としたところであったといわれている<sup>(31)</sup>。藤崎との関係、勢力の大きさの両面からみて、この安部季盛が「施錢檀那」一五人の中で最も重要な役割を果たした存在であったことは容易に察知されよう。

つぎに注目したのは、安部季盛のつぎに名を見せる沙弥道性と平経広の二人である。このうち沙弥道性は、すでに多くの研究者が指摘するように、建武元年（一二三四）一月四日の「津軽降人交名注申状」（『弘』編年六五二号）の中に見える曾我太郎兵衛入道々性と同一人物であり、また、平経広は、曾我氏の本姓が「平」であること、通字に「広」「光」「経」を良く使うことなどからみて、やはり曾我氏の一族であった可能性が高い。周知のように、曾我氏は相模国足柄郡曾我郷（現神奈川県小田原市）出身であったが、鎌倉初期に平賀郡内の複数の郷村の地頭代職を獲得して入部し（平賀郡地頭職は得宗が持つ）、「嘉元鐘」の時代には少なくとも二系統の一族が、平賀本郷・岩楯・大光寺・加土計・沼楯・中町居・新屋淵・長峯など平賀郡内の岩木川流域とその東部地域に広く勢力を植え付けていた<sup>(32)</sup>。その意味で、曾我氏はすでに津軽に存在基盤を置く武士団であったということができよう。この他、沙弥

道性のつぎに見える沙弥行心と安部季盛の前に見える平高直も曾我氏であろうとされるが、沙弥行心はともかく、平高直については名前の配列からみて、その可能性は極めて低い（後述）。

平賀郡でもう一人性格が判明するのは、乳井郷（現青森県弘前市乳井郷）に本拠を置いた小河（小川）氏であり、「施錢檀那」の末尾近くに見える藤原宗直・藤原宗氏の二人がこの一族である。この二人のうち藤原宗直は、弘安一〇年（一二八七）二月二日、北条貞時から平賀郡乳井郷阿弥陀堂に免田等を付けて安堵された小河六郎次郎宗直（『弘』編年五九二号、これは父六郎入道幸秀から譲り受けたもの）と同一人物と判断される。宗直は初め定直と名乗り、改名以前の弘安七年一〇月晦日に父幸秀から乳井福王寺別当職を譲られていた（『弘』編年五九一号）。藤原宗氏については確たる史料を欠くものの、その実名の類似性からみておそらくは宗直の近親者であろう。また、最後に見える「勸進都寺僧良秀」は、宗直の父の法名が幸秀、祖父の法名が長秀であることから、小河一族出身の福王寺所縁の僧であった可能性が高い<sup>(33)</sup>。このように小河氏は、早くから福王寺（乳井神社はその名残り）と密接な関係をつつ、乳井郷一帯に勢力を植え付けてきた存在であるが、曾我氏のように数ヶ所の郷村を押さえる勢力では有り得なかった。

つぎに注目されるのが源光氏である。この人物については、弘前市別所の板碑群の一基にその名が刻まれていることからつとに注目されていたが、改めてこの板碑の銘文を見ると（国指定重要美術品、『弘』板  
90）、  
右当三十五日忌辰石塔婆三本  
（バン） 立之志者、奉為高相故西円

禪門聖靈也、

正応元年子戌七月廿三日源光氏敬白

とあり、正応元年（一二八八）七月廿三日、光氏が「高楳故西円禪門」

の三五日忌のために造立した三基のうちの一基であったことが判明する。

この板碑は輝石安山岩製で、高さ一七三糎、幅六七糎、厚二四糎を計測

する青森県屈指の大型板碑であり、造立者の光氏が津軽でもかなりの有

力者であったことをうかがわせる。光氏が供養した「高楳故西円禪門」

は彼の父または近親者であろうし、

また、「西円禪門」に「高楳」を冠

して呼んでいるので、中別所に程近

い鼻和郡高楳（高杉）郷（現青森県

弘前市高杉）に本拠を持つ存在で

あったと考えるよからう。その点で

注目されるのが、やはり中別所にあ

るつぎの五基の板碑である（銘文の

記年と要点のみを示す）。

① 正和二年（一一三三）二月二日 亡

又五郎源石氏靈治五七（『弘』板81）

② 元応三年（一一三二）二月二九日

高楳郷主源泰氏五七忌（『弘』板76）

③ 元応三年（一一三二）三月一日

三郎二郎源祐氏五七忌（『弘』板87）

④ 元亨三年（一一三三）二月二五日

当故高杉郷主第三之忌（『弘』板103）

⑤ 延文三年（一一五八）一〇月 日 為過去慈父源義茂也（『弘』板106）

これによれば、一四世紀の第一四半期に、①又五郎源石氏・②源泰氏・

③三郎二郎源祐氏ら源姓を名乗って通字に「氏」の一字を持ち、「高楳

（杉）郷主」②④と称する人々が供養されており、光氏が複数の一



第三図津軽・糠部郡・鹿角郡関係要図



族を擁しつつ高楯郷を支配する存在であったことが判明する。しかも⑤源義茂のように、実名の面で光氏と若干系統を異にすると見られる一族の存在も浮かび上がる。このように高楯郷の源氏一族（高楯氏を名乗ったか）は、複数の一族に分かれて多数の大型板碑を造立するなど、曾我・小河氏らと同じく早期にこの地へ入部し、定着するに至った存在である<sup>(34)</sup>と見做すことができる。

この他、ある程度その素性が判明するのは、沙弥道性（曾我氏）の左隣に見える丹治宗員であり、彼が名乗る丹治姓といい、実名に持つ「員」の一字といい、武蔵国賀美郡安保郷（現埼玉県児玉郡神川村）出身の御家人安保氏の一族であると見做して間違いないであろう。もとより保氏惣領家は、戦国末期に至るまで武蔵国を本領としていたが、鎌倉後期、その庶流で北奥にあった信員系安保氏の一族行員は、鹿角郡（現秋田県鹿角市・同鹿角郡小坂町・若手原二戸郡安代町北西部一帯）の郡地頭成田氏と婚姻を通じて同郡東根内田山郷・兄畑村（安代町）<sup>(35)</sup>や柴内村（鹿角市）を獲得するなど鹿角郡内で台頭しつつあった。丹治宗員（安保宗員）はおそらくこの行員の近親であり、「嘉元鐘」で北条貞時と共に名を連ねていることから、鹿角郡地頭職が成田氏から得宗に移った鎌倉末期にも郷村地頭の立場を維持していたものと思われる。

以上のように、一五人の「施錢檀那」のうち、津軽最大の勢力を有し藤崎を本拠の一つとする安部（安藤）季盛を境に、それより後に名を見せる人々は、平賀郡内の曾我氏（沙弥道性・平経広、沙弥行心？）・小河氏（藤原宗直・藤原宗氏・僧良秀）、鼻和郡内の源（高楯）光氏、鹿角郡内の丹治（安保）宗員など、その大半が津軽とそこに隣接した鹿角郡に基盤を置く郷村地頭または地頭代クラスの武士たちであった。これ

に対して、安部（安藤）季盛の前に名を連ねる人々の中には、高い蓋然性をもって津軽に本拠を置く武士であると主張し得る者は見出し得ず、逆にその中の一人沙弥道暎は、下総・常陸に基盤を有する山川五郎入道（光義）であった可能性が極めて高いのである。この事実は、見阿弥陀仏以下の四人が安部（安藤）季盛以下の一人とかなり性格を異にし、沙弥道暎（山川光義）と同じく津軽よりも関東に基盤を置く人々であった可能性が高いことを暗示する<sup>(36)</sup>。それに見阿弥陀仏ら四人が津軽の居住者であるならば、現地の最有力者である安部（安藤）季盛を差し置いて、その前に位置付けられるのも不自然であり、やはりこれは、得宗と深い関わりを有した関東の御家人かその一族が津軽に定着した武士団である安藤氏らの上に位置付けられた結果と考えるべきであろう。

その点で興味深いのは、鎌倉後々末期における藤崎を中心とした津軽四郡・鹿角郡・糠部郡の郷村地頭代職の配置である。すなわち、津軽田舎郡藤崎に隣接する河辺・桜葉郷（現青森県弘前市、得宗領）は、白河結城宗広（下総結城氏の庶流、陸奥国白河荘内に本拠を置く）が得宗から地頭代職を与えられており（『弘』編年六五六号）、同じく藤崎の北東の山辺郡樽沢郷（現青森県南津軽郡浪岡町）地頭職代職は、下野の有力御家人小山氏（宗長―貞朝）によって伝えられていた（『弘』編年五九〇号）。また、鹿角郡阿那夜野村（現秋田県鹿角市）地頭職代職は、下総の有力御家人千葉氏の一族東盛義父子が手中にしており（『金沢文庫文書』<sup>(37)</sup>）、糠部郡では五戸（現青森県上北郡五戸町一帯）地頭代職に相模御家人三浦氏の一族（『南部文書』）、七戸（現青森県上北郡七戸町一帯）地頭代職には下総の御家人結城氏がそれぞれ補任されていた（『関』三一七・九号、『弘』編年六四一号）<sup>(38)</sup>。

このように、藤崎を中心とした津軽や糠部・鹿角両郡には、関東の御家人やその有力な一族である小山・結城・三浦・東・白河結城氏らが郷村地頭代職として少なからず配置されていた。もとより彼らの大半は、関東または南奥に本拠を有する存在であり、津軽・糠部等には代官を派遣していたとみてよいが、鎌倉後々末期、これらの諸郡の郡地頭職を掌握した得宗の下で、このように多数の関東武士が郷村地頭代職となっていた事実は大いに注目されるべきであろう。さらに建武元年（一三三四）一二月、下総の結城七郎左衛門尉（朝祐）や下総千葉氏の一族武石上総介らが、『津軽降人交名注文』に安藤・小河・安保氏らと共に登場してくる事実（『弘編年六五二号』）は、津軽四郡や外浜・西浜で郷村地頭代職を有する関東・南奥武士が、これまで考えられていた以上に数多存在していたことを暗示する。<sup>39</sup>

このように津軽における武士団の分布状況を観察すれば、藤崎の護国寺梵鐘に下総の山川五郎入道（光義）が登場しても特に奇異とする必要はなく、むしろ彼が小山宗長や白河結城宗広のように、津軽四郡またはその周辺の郷村地頭代職となっていた蓋然性が極めて高いことを物語る。もとよりその郷村がどこであったかは不明であるが、おそらく「施錢檀那」見阿弥陀仏・沙弥行也・平高直の三人も、道暁と同じく藤崎周辺の郷村地頭代職の立場で護国寺梵鐘鑄造事業に参加したのではなからうか。すなわち道暁ら「施錢檀那」の前半の四人は、関東または南奥に基盤を置く武士であり、鎌倉後々末期に得宗との関係を通じて郷村地頭代職を獲得し、新たに津軽周辺へ進出してきた存在であった。これに対して安部（安藤）季盛ら一人は、いずれも津軽周辺に本拠を有していたか、もしくは関東出身ながら早期に津軽周辺へ入部し、鎌倉後期には

北奥に定着していた武士たちであった、と位置付けることができよう。

### 3 護国寺梵鐘（「嘉元鐘」）の鑄造体制

それでは「嘉元鐘」ほどの様な鑄造体制の中で造られたのか。この点の検討を通じて、津軽に対する得宗・山川氏・安藤氏らの立場を考えてみよう。

これまで「嘉元鐘」は、「相模国で鑄造され、『皇帝万歳、重臣千秋、風調雨順、国泰民安』の銘文が同一であり、寄進の大檀那がともに崇演（前執権北条貞時）であるところから、鎌倉円覚寺の鐘と姉妹鐘である」と位置付けられることが多かった。この点、福田以久生氏は、「嘉元鐘」について検討を加え、「万蔵寺にあった梵鐘とする説、『姉妹鐘』なる評価や相模鑄造説に対し懐疑的見解を示したが、鑄造事業における得宗と「施錢檀那」の関係や「大工大夫入道」の性格については十分に言及するには至らなかった。しかし、相模の鑄物師の中に大夫入道の名は確認されず、「嘉元鐘」の仕上がりも、遠目には大型で風格を持つものの、細部に目配りすれば相模鑄物師の作品に比較して見劣りすることとは否めない。<sup>40</sup>そして、何よりも坪井良平氏の指摘のように、「嘉元鐘」の意匠は相模の物部氏や関東の鑄物師のそれではなく、会津黒川（現福島県会津若松市）の鑄物師の意匠とほとんど同じであるので、<sup>41</sup>

「大工大夫入道」は会津黒川の鑄物師か、その影響を受けた北奥の鑄物師とみるのが妥当であろう。従って鑄造場所も会津黒川か藤崎周辺（おそらくは藤崎周辺）で、会津黒川鑄物師の主導の下に津軽周辺の鑄物師が協力して鑄造したものと考えられる。

それではなぜ会津黒川の鑄物師が津軽藤崎の護国寺梵鐘の鑄造に主導

的立場で参加し得たのか。その理由は、鎌倉後期の会津四郡と津軽四郡の郡地頭職をとくに得宗が掌握していた点に求められるが、「施錢檀那」の中に会津に所領を有する者（例えば三浦氏や長沼氏など）がいたとすれば、彼らが地縁・人脈によって会津鑄物師に鑄造を委嘱した可能性も十分にある。いずれにせよ大檀那の貞時か「施錢檀那」中の誰かが、奥羽を代表する会津黒川鑄物師に委嘱し、「嘉元鐘」の鑄造を進めたと考えるのが自然であろう。

つぎに問題となるのは、鑄造事業で大檀那貞時と「施錢檀那」一五人が果たした役割の内容である。この点、護国寺が北条時頼の主導の下に建立され、後に梵鐘の鑄造に貞時が大檀那として関わった点からすれば、当然、大檀那貞時の役割が重視されることになろう。確かに藤崎が「十三湊と直結する西浜の水陸上のターミナル的な位置をしめ」、<sup>(16)</sup>「幕府による統治のセンター、さらには地域の宗教・文化・學術のセンターとしての役割を果たしていた」<sup>(17)</sup>のであれば、得宗貞時が「嘉元鐘」鑄造に主導的役割を果たす必然性は十分にあったといつてよい。しかし、津軽における藤崎の重要性は、北条氏の政策によって初めて生み出されたものではなからう。藤崎が安藤氏最初の本拠であったとすれば、この地はすでに北条時頼の津軽進出以前からの要地であったと考えるのが自然である。北条氏が護国寺を建立し藤崎を津軽の中心に据えたのは、この地が持つ古来の重要性に着目した結果であろう。<sup>(18)</sup>

このようにみた場合、改めて注目されるのが津軽・鹿角郡一帯に基盤を置く安部（安藤）季盛以下一人の「施錢檀那」の役割である。「施錢檀那」の名乗りから察知されるように、彼らが「嘉元鐘」鑄造に際して費用を分担したことは間違いなく、大檀那貞時や沙弥道暁（山川光

義）ら関東に基盤を置いたとみられる四人の「施錢檀那」よりも、実質的に重要な役割を果たしていた可能性が高い。この点、なお慎重な検討が必要であるが、多くの梵鐘銘に示された鑄造体制の在り方からすれば、有力な大檀那が名実共に中心となった場合、小檀那や施主等の名を逐一あげないのが普通であり、<sup>(19)</sup>「嘉元鐘」のように「施錢檀那」が具体的に列挙されたこと自体、逆にこれらの人々の役割が相当大きかったことを示しているのである。おそらく「嘉元鐘」の鑄造事業を推進した実質的な主役は、安部（安藤）季盛以下一人の「施錢檀那」たちであり、得宗貞時は彼らの上に立つ最高権力者として担ぎ出された存在であったのではなからうか。

ただ、得宗貞時は津軽の中心藤崎の支配者であり、同時に津軽四郡や糠部・鹿角郡の郡地頭でもあった。たま、関東に基盤を有する山川光義らも、地頭代職を得て津軽との関係を深めつつあった存在である。その点で、得宗貞時や山川光義らは、安部（安藤）季盛らと津軽という共通の土俵に立てたのであり、かりに「嘉元鐘」鑄造が季盛らの発案であったとしても、立場上その事業に無関係ではいられなかったはずである。<sup>(20)</sup>「嘉元鐘」に刻印された鎌倉建長寺や会津黒川鑄物師との深い関係は、季盛たちよりも、むしろ得宗貞時や山川光義らの人脈によって関東・南奥から持ち込まれたものとみるべきであろう。その意味で「嘉元鐘」鑄造は、安部（安藤）季盛ら現地地の「施錢檀那」一人と得宗貞時・護国寺徳熙や関東に住む山川光義ら四人の「施錢檀那」、そして会津黒川の鑄物師という、多様な性格と地域（現地組と関東組）の人々による共同事業であった。山川光義は、こうした事業への参加を通じて津軽での基盤を一層固める可能性を持っていたのである。<sup>(21)</sup>

以上のように、「嘉元鐘」は、北条貞時の名が刻まれていても、決してその一方的な政策意図によって鑄造されたとは処理すべきではない。そのことは、貞時が鑄造事業に深く関与したにもかかわらず、相模鑄物師ではなく会津黒川鑄物師に仕事が発注されるなど、現地側の論理が少なからず反映されていることからも容易に察知することができる。それゆえ「嘉元鐘」鑄造の目的も、これまでの通説のように「貞時の発案であって、貞時によって強力に推進された得宗専制化の一環」と考えるよりも、安部（安藤）季盛らがこの時期に直面していた問題との関連など、津軽の側から見直していくことが必要であるように思われる。

#### おわりに

以上、本稿では下総山川氏を中心として、鎌倉後末期の御家人・在地領主の動向と得宗権力との関係について概観してきた。従来、山川氏は結城氏の単なる庶流として扱われ、ともすれば結城郡南半の小世界に閉じ込めて観察されがちであったが、小山・千葉・常陸平氏との密接な関係を反映し、その所領の広がりには下総国結城郡に止まらないものを持っていた。取り分け母方から継承した関東屈指の要地常陸国行方郡潮来津を押さえ、機動力に富んだ広範な活動を展開し、これまでの在地領主像を少なからず変化させる。

その一方、得宗に接近して津軽方面の郷村地頭代職に補任され、関東や南奥を越えて北奥にまで進出し、僅かながらもその足跡を残していた。得宗への従属は、一見、山川氏の領主制を後退させるかに見えるが、反対に遠隔地への発展の大きな契機となっており、得宗への接近自体、山

川氏側の積極的な動きによるものであった可能性が高い。それゆえ、得宗との関係は、政局の変化に伴う山川氏側の利害により、常に破棄される余地を残していたといえる。山川氏ら御家人級武士と得宗との主従関係、その上に立つ「得宗専制」なる支配体制を、地域や在地側から本格的に見直すことが必要であろう。

#### 註

(1) 古沢直人「鎌倉幕府と中世国家」(『歴史学研究』五八六、一九八八年、加筆し同『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、一九九一年、に収録)。

(2) 村井章介「二三—一四世紀の日本—京都・鎌倉」(『岩波講座日本通史第8巻中世2』所収、岩波書店、一九九四年)が「得宗被官」なる用語を一度も使用していないのは、この点と関係するであろう。

(3) 鎌倉幕府の支配体制論は幕府側から在地をみがちであるが、ここでは地域・在地側から「得宗専制」の在り方を垣間見ることにしたい。以下、引用史料の出版を極力特定の刊本にしぼって次のように略記する。「結城市史第一巻古代中世史料編」を「結」、『神奈川県史資料編2 古代中世(2)』を「神」、『新編弘前市史資料編1 古代中世編』を「弘」、『関城町史史料編Ⅲ』を「関」。

(4) 拙稿「下総山川氏の成立とその背景—常総地域史の再検討—」

(千葉歴史学会編『中世東国の地域権力と社会』岩田書店、一九九六年、に掲載予定)。

(5) 註(4)の拙稿で検討した東持寺本「山川系図」による。

(6) この点については、網野善彦『中世土地制度史の研究』(塙書房、

一九九一年)の第五章第二節二にも同様の指摘がある。

(7) (8) 拙稿「金沢・安達氏と下総結城・山河氏」(『六浦文化研究』第六号、一九九六年、に掲載予定)。

(9) 正宗寺本「結城系図」によれば、山川貞重の娘は「小田手野四郎左衛門妻」であった。「小田手野四郎左衛門」は小田知貞である。

(10) (12) 『結城市史第四卷古代中世通史編』(茨城県結城市、一九八〇年)の第三編第二章一を参照。

(11) 一山一寧については、『日本史大事典1』(平凡社、一九九二年)の当該項目、今枝愛真『中世禅宗史の研究』(東京大学出版会、一九七八年復刊)などによる。

(13) 小暮昭寛「華藏寺板碑考」(『ゆうきの文化』一五、一九九四年)。

(14) 『下総国旧事考』(菴書房、一九七五年)の千葉氏一族の事蹟の項。

(15) 『改訂房総叢書第五卷』(千葉県郷土資料刊行会、一九七二年)所収。

(16) 漢数字の「五」は草書体が「六」に似ているので、両者を混同した誤りであった可能性が高い。

(17) 木村修「東部常総国境地域の木内氏関係史料」(『千葉県立中央博物館研究報告—人文科学—』第三巻第一号、一九九三年)。

(18) 註(4)に同じ。

(19) 木村氏が註(17)の論稿で紹介した「木内系図」や「千葉大系図」にみえる木内胤長や近親者の没年をみても、この点は明らかである。

(20) 例えば、「自讃歌抄」の奥書に「沙弥道教」と署名した大坪基清が、「古今径謂抄」の中で「道暁」と記されている事実をみよ。な

お佐藤博信「上総大坪基清試論—特に東常縁との関係を中心に—」

(『国語と国文学』八六五号、一九九六年)を参照。

(21) この点については註(17)の木村氏の論稿に簡潔な記述がある。

(22) 坪井良平「日本の梵鐘」(角川書店、一九七〇年)一一九—一二一頁。

(23) こうした鑄造事業の発注は、大檀那・檀那・施主などになる有力者と鑄物師との人的・法脈的な繋がりによる場合が多い。

(24) 「常総の内海」については、拙稿「中世東国における房総の位置」(『千葉史学』第二号、一九九二年)を参照。

(25) 註(4)に同じ。

(26) 山田孝雄・大島延次郎「弘前長勝寺の梵鐘」(『考古学雑誌』第二七巻第七号、一九三五年)は、この梵鐘に関する最初の本格的研究である。

(27) 入間田宣夫「鎌倉建長寺と藤崎護国寺と安藤氏」(小口雅史編『津軽安藤氏と北方世界』所収、河出書房新社、一九九五年)。

(28) 福田以久生「嘉元鐘」について(『国史研究』第七〇記年号、一九八〇年)を参照。

(29) 潮来長勝寺梵鐘の鑄造と同時期に、柏屋道暁の活動が認められるが、「嘉元鐘」の時期にはまだその名を見出さすことはできない。

(30) 遠藤巖「安藤氏と津軽の世界」(小口雅史編『津軽安藤氏と北方世界』所収、前掲)所載の系図では、この安部季盛を福島城主安藤貞季とみる。

(31) 註(30)に同じ。

(32) 津軽曾我氏については、最も包括的に問題点を洗い出したものと

して、小口雅史「津輕曾我氏についての基礎的研究」(『国史研究』

第八九号、一九九〇年)をあげておこう。

- (33) 小河氏と福王寺については、戸澤武「乳井福王寺圏内の板碑と国吉の頓阿銘板碑について」(『陸奥史談』第四七号、一九九一年)がある。

(34) この一族が「氏」を通字とする点に注目すると、義国系清和源氏の足利・吉良・細川氏らの初期に分立した庶流であった可能性がある。

(35) 遠藤巖「陸奥国賀都庄―『金沢文庫古文書』中の『東盛義所領注文案』追筆をめぐって―」(『秋大史学』第二八号、一九八七年)、

『鹿角市史第一卷』(秋田県鹿角市、一九八七年)第四章を参照。

(36) 『重要文化財時來過去帳』(時宗教学部、一九六九年)の「第一号甲僧衆」の嘉元二年正月二日に見阿弥陀仏の名がある。「嘉元鐘」の見阿弥陀仏と同名で時期的にも一致すること、この過去帳では鎌倉期に見阿弥陀仏の名が他にないことから、両者は同一人物の可能性がある。この時期、相模や下野に時衆が多いので、注目すべきことといえよう。

(37) 註(35)に同じ。

(38) 豊田武・遠藤巖・入間田宣夫「東北地方における北条氏の所領」

(『東北大学日本文化研究所研究報告』別巻七、一九七〇年)中の遠藤論文は、奥羽全域の北条氏領を検出した貴重な仕事であった。

(39) 註(37)の遠藤氏論稿は、郡荘保レベルでの地頭職の検出作業であったが、郷村までレベルを下げて洗い直せば、かなりの関東御家人が検出されよう。それにより中世北奥の位置付けや評価が変る可

能性がある。

(40) 宮崎道生「青森県の歴史」(山川出版社、一九七〇年)六一頁。

(41) 註(28)に同じ。

(42) 拙稿「中世相模における鑄物師の存在形態」(『六浦文化研究』第五号、一九九四年)を参照。

(43) 例えば、三段に積んだ鑄型の継ぎ目の部分の処理がやや甘いし、また梵鐘の表面の地肌が荒いのも技術的な差を感じさせる点である。しかし、直径七六・九糎を計る「嘉元鐘」の堂々たる風貌は、鎌倉後期奥羽鑄物業界の技術の結晶とみてよく、いささかも価値を損ねるものではない。

(44) 坪井良平「日本の梵鐘」(前掲)の二七五―二七七頁を参照。

(45) この時期、奥羽の有力な鑄物師は平泉にいたが、それ以北では主要な鑄物師が存在しなかつたため、現地の鑄物師による大仕事をすめる場合、平泉または会津・岩城の鑄物師に委嘱せざるを得なかつたのである。

(46) 註(27)に同じ。

(47) 註(30)に同じ。

(48) ここで問題となるのは、藤崎が安藤氏の最初の拠点であり、同時に得宗の津輕支配の拠点でもあったとすれば、両者の関係をどのよう理解するかであろう。この点なお検討を要するが、おそらく得宗は中心地としての藤崎(都市藤崎)を押さえ、その周囲に広がる郷村を安藤氏が押さえる、という関係にあったと考えておきたい。

(49) 坪井良平「日本古鐘銘集成」(角川書店、一九七五年)を概観すれば、こうした傾向を読み取ることができよう。ただし、熊本県大

慈寺鐘のように「十方壇那一百余人」「合力結縁三百余人」などの記載や、埼玉県正法寺鐘のように複数の檀那とその複数の一族・縁者が名を連ねることはある。梵鐘での人の現れ方はその鑄造体制をよく反映するものである。

(50) 得宗が護国寺の大旦那の立場にある以上、貞時が当寺に関する諸事業に無関係でいられないのは当然であるが、現地の住人たちの発案による事業にも名義上の大旦那として名を連ねるのは自然なことであろう。

(51) それは鎌倉幕府の滅亡によって実現しなかったが、そのこと自体、山川氏の北奥進出が得宗との結合の中で進められたことを物語っている。

(52) 宮崎道生「中世史上の安東氏」(同『青森県の歴史と文化』所収、津軽書房、一九七七年) 八五頁。

(53) 「嘉元鐘」鑄造と安藤氏の乱に収斂される諸矛盾との関係、そこに担ぎ出された得宗の役割など、津軽側から考える余地があるのではないか。

(いちむら・たかお 中央学院大学助教授)

〔付記〕本稿をまとめるに当たって、以下の方々のお世話になった。論文収集にご協力下された斉藤利男氏、金沢文庫文書の写真版コピーをご提供下された西岡芳文氏、弘前長勝寺梵鐘の調査にご便宜をお計り下された戸館むつ子氏(一回目)、佐々木富英氏(二回目)。ともにお礼申上げたい。